

前橋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(特定個人番号利用事務の事務処理のための庁内連携)</p> <p>第5条 市長又は教育委員会(法令の規定により<u>特定個人番号利用事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合</u>にあつては、その者を含む。)は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であつて自らが保有するものを利用することができる。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第7条 法第19条第11号に規定する条例で定める特定個人情報を提供するときは、次の各号に掲げるときとする。</p> <p>(1) <u>市長又は教育委員会</u>(法令の規定により<u>特定個人番号利用事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合</u>にあつては、その者を含む。以下この号において「<u>情報照会者</u>」という。)が、<u>市長又は教育委員会</u>(当該情報照会者を除き、法令の規定により<u>利用特定個人情報</u>の提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合)にあつては、その者を含む。以下この号において「<u>情報提供者</u>」という。)に対し、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な<u>利用特定個人情報</u>の提供を求めた場合において、当該情報提供者が<u>当該利用特定個人情報</u>を提供するとき。</p> <p>(2) 省略</p>	<p>(<u>法別表第2の事務処理のための庁内連携</u>)</p> <p>第5条 市長又は教育委員会(法令の規定により<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合</u>にあつては、その者を含む。)は、<u>同表の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であつて自らが保有するものを利用することができる。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第7条 法第19条第11号に規定する条例で定める特定個人情報を提供するときは、次の各号に掲げるときとする。</p> <p>(1) <u>法別表第2の第1欄に掲げる市の機関</u>(法令の規定により<u>同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合</u>にあつては、その者を含む。以下この号において「<u>情報照会者</u>」という。)が、<u>同表の第3欄に掲げる市の機関</u>(当該情報照会者を除き、法令の規定により<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>の提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合)にあつては、その者を含む。以下この号において「<u>情報提供者</u>」という。)に対し、<u>同表の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>の提供を求めた場合において、当該情報提供者が<u>当該特定個人情報</u>を提供するとき。</p> <p>(2) 省略</p>